

## 【 注射 】

822 グリチルリチン酸－アンモニウム・グリシン・L-システインの算定  
について

《令和8年4月30日》

## ○ 取扱い

次の傷病名に対するグリチルリチン酸－アンモニウム・グリシン・L-システイン（強力ネオミノファーゲンシー静注）の算定は、原則として認められる。

- (1) 慢性肝炎
- (2) ウイルス性肝炎（B・C型）
- (3) 自己免疫性肝炎
- (4) 慢性活動性肝炎
- (5) アルコール性肝炎
- (6) 薬物性肝炎
- (7) 肝硬変
- (8) 非代償性肝硬変
- (9) 薬物性肝障害
- (10) 術後肝障害
- (11) アルコール性肝障害
- (12) 肝炎
- (13) 劇症肝炎
- (14) 原発性胆汁性胆管炎（PBC）
- (15) 脂肪性肝炎
- (16) 発症から6か月以上経過した肝機能障害又は肝機能異常
- (17) 発症から6か月以上経過した肝障害
- (18) 蜂刺症
- (19) 昆虫刺傷

## ○ 取扱いを作成した根拠等

グリチルリチン酸－アンモニウム・グリシン・L-システイン（強力ネオミノファーゲンシー静注）の添付文書の効能・効果は「湿疹・皮膚炎、蕁麻疹、皮膚そう痒症、薬疹・中毒疹、口内炎、小児ストロフルス、フリクテン」、「慢性肝疾患における肝機能異常の改善」である。その作用は、抗アレルギー作用及び抗炎症作用、免疫調節作用、実験的肝細胞障害抑制作用、肝細胞増殖促進作用、ウイルス増殖抑制・不活化作用であり、上記疾患はいずれも当該医薬品の適応と考えられる。発症から6か月以上経過した肝機能障害、肝機能異常、肝障害は、慢性肝障害と解される。

以上のことから、上記傷病名に対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。